

令和3年度 四国中央市 一般会計補正予算（第3号）の概要

1 補正予算の規模

8億6,600万円（補正後予算額 387億5,900万円）

【歳入】 国庫補助金 4億3,488万円、県補助金 2億1,556万円、
繰越金 2億1,556万円

2 補正予算の内容

新規

I 新型コロナウイルス感染症対策

営業時間短縮等協力金給付事業

5億4,520万円

- (1) 内容 県が要請する期間に営業時間短縮等に協力した酒類を提供している飲食店に、協力金を支給する。
- (2) 対象者 営業5時～21時、酒類提供11時～20時30分に協力する飲食店
- (3) 支給額 【中小企業】1日当たりの売上高に応じて、25,000円～75,000円/日
【大企業】1日当たりの売上高の減少額を基に算出する(上限20万円)
- (4) 予算額 協力金・・・5億4,360万円
事務費・・・160万円

新規

II えひめ版事業者応援金支給事業

3億2,080万円

- (1) 内容 時短要請期間や感染対策期の影響を受ける事業者に対し、応援金を支給する。
- (2) 対象者 1. 令和3年1月～5月のいずれかの月の売上が前(前々)年同月と比較して、△30%以上減少していること。
2. 3密回避の徹底等、応援金を感染対策に活用すること。他
※ 時短協力金対象者または国の一時支援金の受給者は対象外
- (3) 支給額 【法人】20万円
【個人事業主】10万円
- (4) 予算額 応援金・・・3億2,000万円
事務費・・・80万円

資料①

新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮等協力金給付事業

1. 担当課	経済部 産業支援課
2. 事業目的	愛媛県の営業時間の短縮要請を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力するために営業時間等の対策を講じた市内の酒類を提供する飲食店に対し協力金を支給することにより事業の継続を支援する。
3. 事業費総額	5億4,520万円
4. 事業費内訳	協力金…5億4,360万円 事務費… 160万円
5. 事業内容	市内の飲食店営業許可を受け酒類を提供している飲食店に対し、県が営業時間の短縮を要請する4月26日(月)0時から5月19日(水)24時までと5月20日(木)0時から5月31日(月)までの間、それぞれ営業時間の短縮等に協力した飲食店に協力金を支給する。
6. 対象者	営業時間短縮等(営業5~21時、酒類提供11~20時30分まで)に協力する、市内の飲食店営業許可を受け酒類を提供している飲食店 (協力期間)：第1期-4月26日(月)~5月19日(水) 第2期-5月20日(木)~5月31日(月) ※想定対象者件数：400件
7. 申請受付期間	・第1期-5月下旬~8月31日 ・第2期-6月上旬~8月31日(約3カ月間)
8. 支給額	【中小企業】1日当たりの売上高に応じて25,000円~75,000円/日 【大企業】1日当たりの売上高の減少額を基に算出する(上限20万円)

～四国中央市内で店舗を運営する飲食店の皆さまへ～

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金【第一弾】

愛媛県の営業時間短縮要請に協力した飲食店等に協力金（全期間協力した店舗が対象）を給付します。

●営業時間短縮要請期間

【期間】 令和3年4月26日（月）0時から令和3年5月19日（水）24時まで

【内容】 営業時間：5時から21時まで ※酒類の提供は11時から20時30分まで

●給付対象者

四国中央市内の飲食店等で、以下の全てに該当する店舗

- (1) 令和3年4月26日から5月19日までの全期間で有効な食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けている店舗
- (2) 通常営業時、21時以降も営業し、また20時30分から翌日11時までの間に酒類の提供を行っている店舗
- (3) 屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗
- (4) 令和3年4月26日から5月19日までの全ての期間で営業時間短縮を実施している店舗
※スナック・キャバレー・ホストクラブ・カラオケ・ライブハウスなどを含まれますが、性風俗関連特殊営業店は除きます

●給付額

<中小企業>

前年度または前々年度の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金給付額
8万3,333円以下の店舗	2万5千円
8万3,333円超から25万円以下の店舗	2万5千円から7万5千円（1日当たりの売上高×0.3（千円単位に切上げ））
25万円超の店舗	7万5千円

<大企業> ※中小企業も選択できます。

1日当たりの協力金給付額
前年または前々年からの1日当たりの売上高減少額×0.4 （上限：20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

●申請受付

要請期間終了後の令和3年5月20日（木）以降を予定

※詳細は、決まり次第希望届を提出した飲食店にお知らせいたします。

<問合せ先>

■協力金の申請受付に関すること

四国中央市 経済部 産業支援課 TEL：0896-28-6186

【電話受付時間】8時30分～17時15分（平日）

■営業時間短縮要請の内容に関すること

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL：089-968-2419

【電話受付時間】9時～17時（平日）

～四国中央市内で店舗を運営する飲食店の皆さまへ～

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金【第二弾】

愛媛県の営業時間短縮要請に協力した飲食店等に協力金（全期間協力した店舗が対象）を給付します。

●営業時間短縮要請期間

【期間】 令和3年5月20日（木）0時から令和3年5月31日（月）24時まで

【内容】 営業時間：5時から21時まで ※酒類の提供は11時から20時30分まで

●給付対象者

四国中央市内の飲食店等で、以下の全てに該当する店舗

- (1) 令和3年5月20日から5月31日までの全期間で有効な食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けている店舗
- (2) 通常営業時、21時以降も営業し、また20時30分から翌日11時までの間に酒類の提供を行っている店舗
- (3) 屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗
- (4) 令和3年5月20日から5月31日までの全ての期間で営業時間短縮を実施している店舗
今回から営業時間の短縮を実施した店舗は第二弾の期間分の協力金を申請できます。
※スナック・キャバレー・ホストクラブ・カラオケ・ライブハウスなどを含みますが、性風俗関連特殊営業店は除きます。

●給付額

<中小企業>

前年度または前々年度の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金給付額
8万3,333円以下の店舗	2万5千円
8万3,333円超から25万円以下の店舗	2万5千円から7万5千円（1日当たりの売上高×0.3（千円単位に切上げ））
25万円超の店舗	7万5千円

<大企業> ※中小企業も選択できます。

1日当たりの協力金給付額
前年または前々年からの1日当たりの売上高減少額×0.4 （上限：20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

●申請受付

要請期間終了後の令和3年6月1日（火）以降を予定

<問合せ先>

■協力金の申請受付に関すること

四国中央市 経済部 産業支援課 TEL：0896-28-6186

【電話受付時間】8時30分～17時15分（平日）

■営業時間短縮要請の内容に関すること

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL：089-968-2419

【電話受付時間】9時～17時（平日）

えひめ版応援金（県・市町連携事業）支給事業

1. 担当課	経済部 産業支援課
2. 事業目的	感染症対策に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛等により、事業収入（売上）が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業等を支援する。
3. 事業費総額	3億2,080万円
4. 事業費内訳	応援金…3億2,000万円 事務費…80万円
5. 事業内容	時短要請期間や感染対策期等（令和3年1月～5月）の影響を受ける事業者に対し、3密回避の徹底をはじめとする経費への補助を応援金として支給する。
6. 対象者	<p>以下のいずれも満たす事業者</p> <p>(1)令和3年1月～5月のいずれかの月の売上が前（前々）年同月（以下「比較対象月」）と比較して30%以上減少していること。（売上減少要件）</p> <p>(2)比較対象月を含む年間売上が法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること。（売上下限要件）</p> <p>(3)厳しい経営環境を乗り越え、将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組んでいること。</p> <p>(4)応援金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること。</p> <p>※時短協力金対象者又は国の一時支援金の受給者は対象外 ※想定対象者件数：1,900件</p>
7. 事業実施期間 （申請受付期間）	令和3年6月～12月
8. 支給額	法人：20万円 個人事業主：10万円

～市内で営業している事業主の皆さまへ～

四国中央市えひめ版応援金(県・市町連携事業)

感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む事業者に応援金を支給します。

●支給対象者

四国中央市内に本店がある中小企業、市内在住の個人事業主で以下の全てに該当する方
※会社以外の法人も広く対象となります。(医療法人、NPO法人など)

- (1) 令和3年4月8日時点において事業を開始しており、5月1日時点において市内在住
- (2) 令和3年1月から5月までの任意の月の売上が

前年又は前々年同期(比較対象月)と比較して**30%以上減少**している。

- (3) 比較対象月を含む年間売上が、法人 240 万円以上、個人事業主 120 万円以上
- (4) 効果が持続する形で感染対策に取り組んでいる。
- (5) 応援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思がある。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は**対象外**になります。

- (1) 時短協力金の対象者又は国の一時支援金等の受給者
- (2) 暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (3) 風俗営業(ただし、料理店・ゲームセンターは除く。)又は性風俗関連特殊営業を行う者
- (4) 国又は公共法人
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織もしくは団体
- (7) 大企業及びみなし大企業
- (8) 上記のほか、応援金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

●支給額

法人:20万円 個人事業主:10万円

●申請受付

令和3年6月1日(火)以降を予定

※詳細は、決まり次第市ホームページ等でお知らせいたします。

〈問い合わせ先〉

四国中央市 経済部 産業支援課 TEL:0896-28-6186

【電話受付時間】8時30分～17時15分(平日)